

2022年5月より

国民年金の被保険者であれば

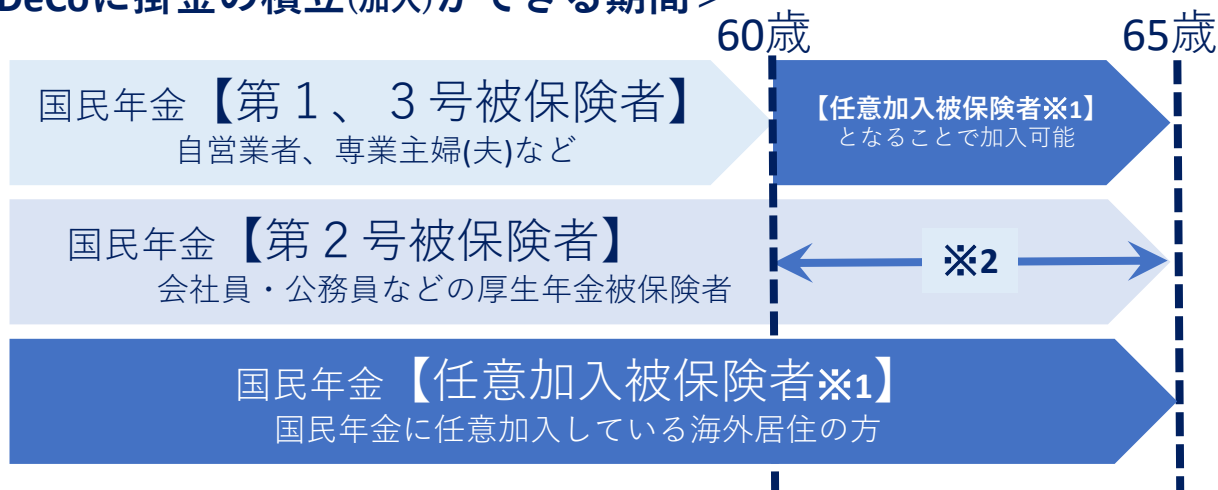
iDeCoで65歳になるまで掛金の積立が続けられるようになります

2022年5月より、新たに以下の方がiDeCoに掛金の積立(加入)ができるようになります。

<新たに掛金の積立(加入)ができる方>

- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

<iDeCoに掛金の積立(加入)ができる期間>



- ※1. 任意加入被保険者となり、掛金の積立を継続する、または再開する場合は、お手続きが必要となります。
また、任意加入の条件につきましては、日本年金機構のサイトなどでご確認ください。居住地の市区役所・町村役場またはお近くの年金事務所でお手続きが必要となります。
- ※2. 60歳到達後も国民年金第2号被保険者である場合は、ご加入者ご本人からのお申出(お手続き)がない場合、掛金の積立は自動継続されます。
60歳到達後に掛金の積立を停止したい場合は、加入者資格喪失のお手続きが必要となります。

<ご注意ください>

- ・ iDeCoの老齢給付金を受給された方は加入できません。
- ・ 公的年金を65歳前に繰り上げ受給された方は加入できません。

65歳になるまで掛金の積立(拠出)をするためのお手続き

■60歳到達時のiDeCo加入者資格継続／喪失パターン

生年月日ほか	【60歳到達時ほか】 現在加入者として掛金を積立している方	
	第1,3号被保険者 自営業者、専業主婦(夫)など	第2号被保険者 会社員、公務員など 厚生年金被保険者
1962年(昭和37年)5月1日以前 に生まれた方	①資格喪失 <拠出自動停止>	④資格喪失 <拠出自動停止>
1962年(昭和37年)5月2日以降 に生まれた方	②資格喪失 <拠出自動停止>	⑤資格喪失しない <拠出自動継続>
海外に転居された方 (国民年金被保険者資格を喪失した方)	③資格喪失 <拠出自動停止>	

ご自身の状況が①～⑤のいずれかを確認し、以下の手続方法をご覧ください。

◆ ①②③の方が掛金の積立をするお手続き (任意加入被保険者となることが必須)

任意加入の条件につきましては、日本年金機構のサイトなどでご確認ください。居住地の市区役所・町村役場またはお近くの年金事務所でお手続きが必要となります。

①の方で 「任意加入被保険者」となる → 再加入のお手続き	「加入申出書」「口座振替依頼書」などをご提出。
②③の方で 「任意加入被保険者」となる → 継続加入または 再加入のお手続き	- 継続加入：「種別変更届」などを期限※までにご提出。 ※②の方：60歳到達日が属する月の前月の1日から、到達日が属する月の10日ごろまで。 ③の方：継続加入日の2週間前より提出できますが、継続加入月の10日ごろまでに送付できない場合はその旨申出ください。 ※継続加入のお手続きが間に合わなかった場合は再加入となります。 - 再加入：「加入申出書」「口座振替依頼書」などをご提出。

任意加入被保険者とならない方は、継続加入・再加入のお手続きはできません。運用指図者として運用を継続するか、または老齢給付金の受給手続を行うことになります。(上限75歳まで)

◆ ④⑤の方が掛金の積立をするお手続き (引き続き第2号被保険者の場合)

④の方 → 再加入のお手続き	「加入申出書」「口座振替依頼書」「事業主の証明書」などをご提出。
⑤の方 → お手続きは不要 掛金の積立は自動継続	勤務先や企業年金の加入状況に変更がある方は、別途、変更のお手続きが必要です。 また、拠出を停止したい方(給付を受けたい方など)は、加入者資格喪失のお手続きが必要です。

(国民年金基金連合会2022年3月31日連絡文書をもとに当社作成)

くわしくは、J-PECコールセンター(DCなびに掲載のお電話番号)にお問い合わせください。

■本資料は発行日現在の法令等に基づき作成しております。■今後の制度・税制等の改正により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。■本資料はご利用の時点での内容の正確性を保証するものではありません。■会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。■本資料の複製、再製または第三者あての提供については、必ず当社の同意をお取りください。